

定 款

2001年12月5日 決 定
2004年4月20日 一部改正
2006年6月25日 一部改正

特定非営利活動法人

やましろ里山の会

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人やましる里山の会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都府京田辺市田辺深田15番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は広く市民と共に、里山の自然環境・調査活動や里山を構成する田圃などでの農・林業体験学習事業を通じて、自然環境の保全とその啓発を行い、公共の福祉と地域の活性化に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 環境の保全を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) まちづくりを図る活動

(事業)

第5条 この法人は第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動にかかわる事業
 - ①自然環境の調査・研究
 - ②自然環境全般に係わる講演会・展示会の開催
 - ③体験学習会・展示会の開催
 - ④自然環境および農山村の原風景の保全活動
 - ⑤自然環境全般に係わる会報及び出版物の発行
 - ⑥その他この法人の目的に沿う事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の構成員は次の2種とし、社員をもって非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 社員 この法人の目的に賛同して入会し、人会金を支払った個人及び団体
- (2) 会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(入会)

第7条 社員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) 総会において別に定める人会金及び会費を納めること
- (2) 本会の趣旨に賛同し、運営に参加できること
- 2 社員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長はそのものが前項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は前項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 4 会員は、総会において別に定める会費を納入したものとす。

(人会金及び会費)

第8条 社員は、総会までに総会において別に定める人会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(構成員の資格喪失)

第9条 構成員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 構成員は、別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することが出来る。

(除名)

第11条 構成員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することが出来る。この場合、その構成員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又目的に反する行為をしたとき

(拠出金の不返還)

第12条 既納の人会金及び会費その他の拠出金は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 4人以上30人以内
- (2) 監事 2人

- 2 理事のうち、一人を理事長、3人を特別代表、2人を副理事長、1人を常務理事とする。
- 3 この法人に顧問を置くことが出来る。

(選任権)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事の互選とする。
- 3 特別代表は、理事のうちから理事会の推薦に基づき理事長が指名し、委嘱する。
- 4 役員は、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることが出来ない。
- 6 顧問は、理事会の推薦に基づき理事長が指名し、委嘱する。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その実務を総理する。

- 2 特別代表は、理事長を補佐し、対外業務を掌る。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序に従って、その職務を代行する。
- 4 常務理事は、理事長及び副理事長意を補佐し、会務を掌る。
- 5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の決議に基づき、この法人の業務を執行する。
- 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正な行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は京都府知事に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。
- 7 顧問は、理事長の求めに応じて助言、指導を行う。

(任期等)

第16条 役員任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行おこなわなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の三分の一を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のひとつに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することが出来る。この場合、その役員に対し、決議する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の三分の一以下の範囲内での報酬を受けることが出来る。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することか出来る。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て理事著言うが別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長、その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、社員をもって構成する。

(機能)

第23条 総会は、以下の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びに変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務・報酬

- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収支を持って償還する短期借入を除く。第50条において同じ）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要な事項

（開催）

- 第24条 通常総会は、毎年1回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号のひとつに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 社員総数の五分の一以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第6項第4号の規定により、監事から請求があったとき。

（招集）

- 第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 - 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（議長）

- 第26条 総会の議長は、その総会において、出席した社員の中から選出する。

（定足数）

- 第27条 総会は、社員総数の二分の一以上の出席がなければ開会することが出来ない。

（議決）

- 第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した社員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

- 第29条 各社員の表決権は、平等なものとする。
- 2 やむをえない理由のため総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決を委任することが出来る。
 - 3 前項の規定により表決した社員は、前2条及び次条第1項並びに第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
 - 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する社員は、その議事の議決に加わることが出来ない。

（議事録）

- 第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (2) 日時及び場所
 - (3) 社員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押捺しなければならない。

第6章 理事会

（構成）

- 第31条 理事会は、理事を持って構成する。

（権限）

- 第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を決議する総会の決議した事項の執行に関する事項
- (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の決議した事項の思考に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

- 第33条 理事会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。
- (1) 理事長が必要と認めるとき
 - (2) 理事総数の五分の一以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の要請があったとき
 - (3) 第15条第6項5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

（招集）

- 第34条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
 - 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を着させた書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（議長）

- 第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

（議決）

- 第36条 理事会における決議事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第37条 各理事の表決件は、平等なものとする。
- 2 やむをえない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することが出来る。
 - 3 前条の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
 - 4 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることが出来ない。

(議事録)

- 第38条 理事会の議決については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者に当たっては、その旨を付記すること）
 - (3) 議事の結果の概要及び議決の結果
 - (4) 議事の経過の概要及び議決に関する事項
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押捺しなければならない

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第39条 この法人の資産は、次に掲げるものを持って構成する。
- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
 - (2) 入会金、会費、特別会費、負担金
 - (3) 寄付金品
 - (4) 財産から生じる収入
 - (5) 事業に伴う収入
 - (6) その他の収入

(資産の区分)

- 第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係わる事業に関する資産の一種とする。

(資産の管理)

- 第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

- 第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

- 第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係わる会計の一種とする。

(事業計画及び予算)

- 第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

- 第45条 前条の規定にかかわらず、やむをえない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収支支出することが出来る。
- 2 前項の収支支出は、新たに成立した予算の収支支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

- 第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

- 第47条 予算議決後にやむをえない理由が生じたときは、総会の議決を経て、規定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

- 第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
- 2 決算上余剰金が生じたときは、事業年度ごとに繰り越すものとする。

(事業年度)

- 第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

- 第50条 予算を持って定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務を負担し、又は権利の放棄を行使するときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

- 第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した社員の四分の三以上の多数による議決を経、かつ法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて京都府知事の認証を受けなければならない。

(解散)

- 第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
- (1) 総会の議決
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功不能
 - (3) 社員の欠乏

- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 京都府知事による設立の認証の取り消し

2 前項第1項の事由によりこの法人が解散するときは、社員総数の四分の三以上の承諾を受けなければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、京都府知事の認定を受けなければならない。

(残余の財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において社員の四分の三以上の議決を経、かつ京都府知事の認証を受けなければならない。

第9章 公告の方法

第55条 この法人の公告は、この法人の掲載場に掲載すると共に、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この規定の施行について必要な催促は、理事会の議決を経て、理事長がこれを決める。

付則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する

2 この法人設立当初の役員は、次に掲げる者とする

理事長	山本雅晃
特別代表	佐伯快勝・古川 章・岩佐英夫
副理事長	近藤宏一・西田保次
常務理事	山村武正
理事	大植 登・湯川幸子・濱谷久美子・北村昇子・北波ヒロコ 中西はる江・黒光輝政・西田千恵子・小玉光子・坪井久行 野村 治・大村義信・大森良三
監事	武田 稔・村田源人

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条の規定に係わらず、成立の日から平成15年5月31日までとする。

4 この法人設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定に係わらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人設立当初の事業年度は、第49条の規定に係わらず、成立の日から平成14年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定に係わらず、次に掲げるものとする。

(1) 入会金 1000円

(2) 会 費 2000円

7 この法人の設立当初の顧問は、次の者を委嘱する。

顧問	村田 源	光田重幸	村井 博	高垣忠一郎
	鈴木重治	桜谷保之	青木正昭	上島 裕
	井本伸廣	水山高幸		

8 2003年4月20日事務所移転に伴い一部改正をした。

9 2007年6月25日第7章資産および会計 第39条(2)に特別会費、負担金を追加した。